

令和4年3月17日

1. 出席議員

1番	中島	信二	12番	服部	良一
2番	高山	正信	13番	大坪	久美子
3番	青木	勉	14番	寺尾	高良
4番	川口	堅志	15番	栗原	吉平
5番	橋本	正敏	16番	三角	真弓
6番	田中	栄一	17番	森	茂生
7番	堤	康幸	18番	栗山	徹雄
8番	高橋	信広	20番	川口	誠二
10番	牛島	孝之	21番	松崎	辰義
11番	萩尾	洋	22番	角田	恵一

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	井手	勇一
事務局長補佐	檀	公彦
事務局参事補佐兼次長	高山	康博
書記	中園	弘一

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	三田村	統之																	
副	市	長	松崎賢明																	
副	市	長	松尾一秋																	
教	育	長	橋本吉史																	
総	務	部	長	原	亮一															
企	画	部	長	石	井稔郎															
市	民	部	長	牛	島憲治															
健	康	福	祉	部	長	橋	本	妙	子											
建	設	経	済	部	長	山	口	英	二											
教	育	部	長	原	信也															
総	務	課	長	秋	山	勲														
人	事	課	長	牛	島	新	五													
財	政	課	長	田	中	和	己													
人	権	・	同	和	政	策	・	男	女	共	同	参	画	推	進	課	長	古	家	浩
福	祉	課	長	栗	山	哲	也													
子	育	て	支	援	課	長	平	島	英	敏										
健	康	推	進	課	長	坂	田	智	子											
介	護	長	寿	課	長	平	武	文												
上	下	水	道	局	長	原	寿	之												
学	校	教	育	課	長	郷	田	純	一											

議事日程第5号

令和4年3月17日（木） 開議 午前10時

日 程

- 第1 委員長報告
 - ・質 疑
 - ・討 論
 - ・採 決
- 第2 議案上程・説明
- 第3 議案審議
 - ・質 疑
 - ・討 論
 - ・採 決
- 第4 人権擁護委員候補者の推薦について

本日の会議に付した事件

第1 委員長報告

- 議案第17号 令和3年度八女市一般会計補正予算（第12号）
- 議案第24号 令和4年度八女市一般会計予算
- 議案第25号 令和4年度八女市国民健康保険事業費特別会計予算
- 議案第26号 令和4年度八女市介護保険事業費特別会計予算
- 議案第27号 令和4年度八女市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第28号 令和4年度八女市矢部診療所特別会計予算
- 議案第31号 令和4年度八女市水道事業会計予算
- 議案第32号 令和4年度八女市下水道事業会計予算
- 請願第1号 用途地域の見直しについての請願
- 請願第2号 北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための取組みを推進することを求める請願

第2 議案上程・説明

第3 議案審議

- 議案第33号 特別職の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第34号 八女市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第35号 令和4年度八女市一般会計補正予算（第1号）
- 議案第36号 令和4年度八女市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）

- 議案第37号 令和4年度八女市介護保険事業費特別会計補正予算（第1号）
議案第38号 令和4年度八女市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第39号 令和4年度八女市矢部診療所特別会計補正予算（第1号）
議案第40号 令和4年度八女市水道事業会計補正予算（第1号）
議案第41号 令和4年度八女市下水道事業会計補正予算（第1号）
議案第42号 教育長の任命について
議案第43号 教育委員会委員の任命について
議員提出議案第1号 ロシアによるウクライナへの軍事侵攻を非難し、恒久平和を求める
決議

第4 人権擁護委員候補者の推薦について

午前10時 開議

○議長（角田恵一君）

皆様おはようございます。3月定例会最終日でございます。よろしくお願ひ申し上げます。
お知らせいたします。委員長報告書、追加議案、提案理由書及び人権擁護委員候補者推薦資料をタブレットに配信しております。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。
直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条のただし書の規定によりタブレットに配信しておりますので、御了承願ひます。

日程第1 委員長報告

○議長（角田恵一君）

日程第1. 委員長報告を行います。

予算審査特別委員会に付託されました議案第17号 令和3年度八女市一般会計補正予算（第12号）及び議案第24号 令和4年度八女市一般会計予算、以上2件を一括議題といたします。

本案について予算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

○予算審査特別委員会委員長（中島信二君）

皆さんおはようございます。予算審査特別委員会に付託されました議案第17号 令和3年度八女市一般会計補正予算（第12号）及び議案第24号 令和4年度八女市一般会計予算の審査結果を報告いたします。

本特別委員会は2回の全体会を開催し、各分科会委員長報告を受け採決した結果、両議案

ともに原案のとおり可決したことをまず御報告いたします。

以下、各分科会からの報告の概要を申し上げます。

まず、議案第17号 令和3年度八女市一般会計補正予算（第12号）でございます。

総務文教分科会からは、中学校長寿命化改修工事費については、見崎中学校の外壁改修工事を行うとの報告がございました。

次に、厚生分科会からは、保育施設利用者負担金の減額について、コロナ禍もあり、9月改定の際に収入が少ない方が多く、保育料が無償もしくは低額の方が多かったことにより、保育料算定額が見込みよりも減少したとの報告がございました。

次に、建設経済分科会からは、公有林保育施業工事費の減額については、新庁舎建設工事において八女材を活用するため、市有林を伐採・搬出するように計画していたが、新庁舎建設工事の着手時期が遅れたことで、令和4年度へ工事を先送りしたとの報告がございました。

以上が議案第17号についてでございます。

続きまして、議案第24号 令和4年度八女市一般会計予算でございます。

総務文教分科会からは、令和4年度予算編成後の財政調整基金残高見込額について、約7,248,000千円との報告がありました。また、ふるさと支援寄附事業の収支額について、令和2年度の実績として約868,144千円の寄附に対し、経費が約421,850千円となり、加えて、ふるさと納税による税控除額が約32,529千円の税収減となることから、差引きして約413,765千円の収入との報告がございました。

次に、厚生分科会から、社会福祉総務費のごみ出し支援事業については、令和3年度から社会福祉協議会に委託し実施している。現在は50世帯ほどの登録があり利用いただいているとのことでした。また、迎春診療所については、社会医療法人天神会と当初10年間という基本協定を締結し、令和3年12月31日で10年目を迎え、継続協議の上で、僻地診療における環境が大きく変化している中、今後10年という期間までは見通すことが難しく、あわせて県補助金の補助率が公と民で異なる点などを課題として共有することで、今後5年間は引き続き天神会が運営いただくため、運営費の一部を市補助金として支援を行うとの報告がございました。

最後に、建設経済分科会から、乗合タクシーについて、コロナの影響で外出する機会が減少しているが、八女市地域公共交通網形成計画の見直しに併せて、利用頻度が高い商業施設や、病院における利用状況を把握するとともに、地域の課題整理を行いながら、ニーズに合った交通体系を目指していきたいとのことでした。また、観光費のイベント・祭り事業について、令和3年度に予定していたイベントの約9割が中止となっているが、今後はコロナ対策を踏まえたイベントのやり方を各実行委員会で検討していただき、実施方法については、行政としてアドバイス等を行いたいとの報告がございました。

以上が、全体会における各分科会からの報告事項の概要でございます。

質疑後の討論におきましては、反対討論が1件ございました。

同和関係予算について、ほぼ例年どおりの予算が計上されており、一日も早く一般対策に移行すべきであるということ、不登校対策としてスクールカウンセラー等の予算が計上されているが、まだ不完全で十分ではないということで反対という内容でございます。

以上が、議案第24号についてでございます。

冒頭申し上げましたとおり、両議案とも原案のとおり可決いたしておりますけれども、ただいま報告いたしました審査の概要と各分科会審査の中で出された意見、内容を情報共有していただき、予算執行に生かされるよう申し上げます。

最後に、本特別委員会及び各分科会に当たり熱心な審査をいただいた委員各位にお礼を申し上げます。

これで予算審査特別委員会委員長の報告といたします。

○議長（角田恵一君）

委員長の報告は終わりました。

まず、議案第17号 令和3年度八女市一般会計補正予算（第12号）に対する委員長の報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結し、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 令和4年度八女市一般会計予算に対する委員長の報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結し、討論を行います。

○17番（森 茂生君）

議案第24号 令和4年度八女市一般会計予算に反対の立場で討論を行います。

もちろん全てに反対ではありません。3款1項、人権・同和政策費で同和地区支部活動事業助成補助金で6,010千円、10款1項、教育総務費で同和関係就園就学等援助金で1,770千円計上されております。そのほかにもほぼ例年並みの多額の同和予算が計上されております。同和地区の特別扱いは直ちにやめて、必要とあらば一般対策で対応すべきだと考えます。

次に、八女市では小中学校合わせて155人の不登校の児童生徒がいます。15日から30日欠席している児童生徒も60人おります。文科省は不登校の児童生徒への支援の在り方についての通知の中で、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて社会的に自立することを目指す必要があると述べています。

福岡県の吉田法稔教育長は昨年の12月議会において、本県の不登校の児童生徒が増加傾向にあることを重大な教育的課題であると捉えておりまして、児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくりを継続しつつ、多様で適正な教育機会の確保による社会的な自立を目指すことが重要と答弁しております。国も県も共通して不登校の児童生徒が社会的自立を目指すと言っております。

令和4年度八女市一般会計予算の学校関係の予算で、不登校の児童生徒に対するスクールカウンセラーなどの予算は計上されておりますけれども、社会的な自立を目指すための予算措置が不十分ではないかと思われまます。

以上の理由により、議案第24号に反対するものであります。

以上です。

○6番（田中栄一君）

私は議案第24号 令和4年度八女市一般会計予算に賛成の立場で討論を行います。

本予算案は、現在直面しております新型コロナウイルス感染症対策と地域経済の活性化対策及びここ数年来連続して発生しております豪雨災害の復旧・復興対策を中心に厳しい財政状況の中で市民が安全に安心して暮らせる予算を目指して編成されております。第5次総合計画に基づく経年事業についても、財源を捻出して予算化されておりますし、特に新型コロナウイルス対策をはじめとした新規事業8件及び拡充事業14件を含んでおり、本予算を否決することがあれば、市民生活に大きな不安と混乱をもたらすものであると存じます。

よって、私は本予算案に対して賛成の意を表明するものです。

○議長（角田恵一君）

反対討論はございませんか。

○8番（高橋信広君）

私は議案第24号 令和4年度八女市一般会計予算について賛成の立場で討論を行います。

一般会計当初予算は、総額39,970,000千円と前年より989,000千円の増額となっております。

す。歳入につきましては、市税が前年より約130,000千円増加するものの、令和2年度決算比では450,000千円強の減収であり、コロナ禍の影響は避けられないと考えられます。しかしながら、地方交付税をはじめ、依存財源が前年度比840,000千円弱の増額によって安定的に市政運営ができる財源が確保されていると思います。

一方、歳出につきましては、再生可能エネルギー利活用事業など8件の新規事業及びこども食堂事業費補助事業など14件の拡大事業の予算が計上されていますが、第5次総合計画の8つの基本政策に基づいた重点施策がしっかり盛り込まれております。特に今年度中に策定完了の都市計画マスタープラン立地適正化計画に基づいて都市機能の強化や魅力ある土地利用の形成等の取組、消防団支援事業等による防災体制の充実と地域防災力の向上、健康サポートや子育て短期支援事業をはじめとした子育て支援、10月をスポーツ健康づくり月間に設定する等、スポーツ健康づくり都市としての機運向上策、さらに自治体DX推進事業等、デジタル化の推進など、今後の成果につながる事業と評価いたします。

また、国内はもちろん、世界的にも2050年カーボンニュートラルの実現が求められていますが、市長は新たな課題として挑戦することを明言されており、森林をはじめ自然豊かな環境からも他自治体に先んじて取り組んでいただきたいテーマであります。

八女市にとって重要なポイントは、カーボンニュートラルの取組が農林業をはじめとした新たなビジネスモデルの創出につながり、地域経済の活性化を実現できるという大きな成果が期待できることであり、まさに八女市の成長戦略として捉えて取り組んでいただくよう強く要望いたします。

最後に、三田村市長には中長期的な視点でSDGsの理念のとおり、未来の持続可能な八女市づくりに向けて、子どもたちの夢と希望が持てる姿をつくっていただくことを切にお願い申し上げて、私の賛成討論といたします。

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

起立多数であります。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、厚生常任委員会に付託されました議案第25号、議案第26号、議案第27号及び議案第28号を一括議題といたします。

以上4件について委員長の報告を求めます。

○厚生常任委員会委員長（田中栄一君）

皆さんおはようございます。傍聴お疲れさまでございます。

厚生常任委員会に付託されました議案第25号、議案第26号、議案第27号及び議案第28号について、審査いたしました概要並びに結果について御報告申し上げます。

まず、議案第25号 令和4年度八女市国民健康保険事業費特別会計予算について報告いたします。

本予算は、歳入歳出予算総額8,791,377千円で、対前年度比0.3%の減でございます。

審査に当たって委員から、直近の1人当たりの医療費はどのくらいかとの問いに、令和2年度が405,595円で、令和3年度は415,448円が見込まれるとのことでした。

また、1人当たりの医療費を減らすために、どういうことを考えてあるかとの問いに、健康推進課内に国民健康保険係が配置されたことで、事業の連携を取りやすくなっている。今回いろいろな事業を拡充したが、保健指導につなげて重症化しないという形を取っていく必要がある。また、特定健診は40歳からだが、20代、30代から健診をやることで健康に対する意識を高めていただこうと、自己負担金を1千円から500円にすることで受けやすい環境、また子育て世代も受けやすい環境にしていこうと思っている。また、75歳以上になっても、保健指導を受けていただくように、あらゆる世代で健康に対する意識を高めていただく取組を進めていきたいとの説明がありました。

健康ポイント事業の申請数はとの問いには、令和元年度で1,230名、令和2年度が1,567名、令和3年度2月末時点では1,322名と回答がありました。ポイント事業が増えない要因については、対象事業に若い方の参加が難しかったということで対象事業の見直しを行い、対象者を20代、30代に広げたことで、今年度は昨年度同期と比べ1.3倍ほどに申請者は増えてきているとのことでした。

次に、令和3年から基金を90,000千円ほど入れないと厳しくなってくるということだが、現在どういう状況かとの問いに、財政的に厳しくなっているが、要因としては、1人当たりの医療費が増えることによって、県への納付金も増えていく状況であり、医療費の増大と高齢者世帯が増えたことによる年齢構成の変更、それから所得割のある方が減ってきているなどが考えられるということでした。

次に、議案第26号 令和4年度八女市介護保険事業費特別会計予算について報告いたします。

本予算は、歳入歳出予算総額7,760,068千円で対前年度比0.1%の減でございます。

委員からの質疑はございませんでした。

次に、議案第27号 令和4年度八女市後期高齢者医療特別会計予算について報告します。

本予算は、歳入歳出予算総額1,162,251千円で対前年度比0.9%の増でございます。

審査に当たって委員から、自己負担が現行1割から2割負担になるのはいつか、また周知

についてはどう考えているかとの問いに、2割負担は令和4年10月から開始され、八女市の被保険者の約10%ぐらいの方が2割負担に移行されることになる、対象者には新しい負担割合の保険証をお送りする際に案内をお送りする予定であるとの説明がありましたが、被保険者の方は、全員が2割になると誤解をされている部分があるので、しっかり周知されるよう要望しました。

次に、議案第28号 令和4年度八女市矢部診療所特別会計予算について報告します。

本予算は、歳入歳出予算総額74,164千円で対前年度比10.7%の増でございます。

審査に当たって委員から、1日当たりの受診者数と年間の訪問診療の件数はとの問いに、令和3年12月末で1日の受診者数はコロナワクチン接種を含めて平均15.6人、ワクチン接種を除いた平均は10人との回答がありました。

また、高齢化が進む中で、診療所で診れなくなった場合にどうしていくのか、地域の交通網形成計画の中の交通手段をどう考えてあるかとの問いに、医療体制については今後考えていく必要があり、各医療機関と協議しながら、どういった方法が一番いいのかということをしつづつ進めていく必要がある。今の診療体制は、診療所に来ていただくのがメインで、往診や訪問診療の時間は診療所を閉じないといけないので、他の医療機関等と組み合わせた形でされてあるんじゃないかという説明がありました。交通手段については、社会福祉協議会の福祉輸送バスを利用して八女市内の医療機関を受診されているケースもあり、登録者35名のうち利用されてある方が12名ほどであるとのことでした。

また、往診、訪問看護を増やさないと、過疎地域では何のための診療所かということを再三言ってきた。午前中は診療所で診て、午後は訪問診療という2つのスタイルをなぜ取れないのかという問いには、その方法は効率的だと考えており、今後も診療所長と協議をしながら進めたいとの回答がありました。

次に、一般会計繰入金の許容範囲をどの程度考えられるのか。今後の診療所の経営をどう考えておられるかとの問いには、独立採算制ではないということが前提になってくるので、特別会計で見える化する形を取っている。繰入金はできるだけ減らすことが望ましいが、僻地での診療所設置ということで黒字ということは不可能なことと考える。交付税措置や僻地補助金もあるが、できるだけ繰入れを減らすことができる方向に今後も検討していきたいとの回答がありました。

採決の結果、当委員会といたしましては、4議案とも全員賛成で原案のとおり認めることに決しました。

議会におかれましても御賛同を賜りますようお願い申し上げます、委員長報告といたします。

○議長（角田恵一君）

委員長の報告は終わりました。

まず、議案第25号 令和4年度八女市国民健康保険事業費特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

○17番（森 茂生君）

1点だけお尋ねします。

議案第25号 令和4年度八女市国民健康保険事業費特別会計予算ですけれども、来年度、令和4年度より値上げが予定されておりますけれども、それについてどういう審議がされたのか、お尋ねします。

○厚生常任委員会委員長（田中栄一君）

その点についての審議は行われておりません。

○17番（森 茂生君）

コロナ禍の中で非常に負担が増えるわけです。ぜひとも、もう仕方がありませんけれども、ぜひそういうのは論議していただきたいと思います。

○厚生常任委員会委員長（田中栄一君）

ただいまのは要望ということで受け止めておきます。

○議長（角田恵一君）

質疑を終結し、討論を行います。

○17番（森 茂生君）

議案第25号に反対の立場で討論を行います。

議案第8号 八女市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について反対討論を行いましたけれども、それと同じ内容で議案第25号に反対するものです。

以上です。

○8番（高橋信広君）

私は議案第25号 令和4年度八女市国民健康保険事業費特別会計予算について賛成の立場で討論を行います。

平成30年度より国民健康保険事業が県と市町村による共同運営に移行して5年目を迎えますが、被保険者の減少と保険給付費増大に伴い厳しい財政状況と認識しております。令和4年度は子育て世代の経済的負担を軽減するための未就学児の均等割保険料が5割減額され、総額約5,700千円が減額される見込みです。

一方では、令和3年度に引き続き国民健康保険給付費支払準備基金を約46,500千円の繰入れが必要になり、税率の引上げ分としての総額約57,500千円が計上されております。団塊世代が後期高齢者医療保険に移行を間近に控えていることから、国民健康保険事業はますます深刻な運営を強いられることは明白であり、このたびの税率引上げは致し方ない判断と理

解いたします。

また、平成27年度から実施の保険者努力支援制度については、健康ポイントをはじめ、早期に取り組みられたことにより、今年度までの6年間で約2億円の支援金を獲得できたことは高く評価しております。

国民健康保険事業は、県との共同運営に移行したことで、財政面で分かりにくく不透明感がありますが、国民健康保険本来の目的である市民の健康を守ることを第一に運営をお願いするものです。

終わりに、スポーツ健康づくり都市として特定健診、がん検診の受診率向上、健康診査の充実など、病気や重症化の予防事業に全庁挙げて、地域とも協働で取り組んでいただくようお願い申し上げまして、賛成討論といたします。

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

起立多数であります。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号 令和4年度八女市介護保険事業費特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結し、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号 令和4年度八女市後期高齢者医療特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結し、討論を行います。

○17番（森 茂生君）

議案第27号 令和4年度八女市後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場で討論を行います。

後期高齢者の患者負担が本年10月より年収2,000千円以上の収入がある人は1割から2割負担になります。一挙に2倍に引き上げられます。日本医師会の中川会長は、高齢者1人当たりの医療費が高いことから、年収に占める一部負担の割合は既に十分高くなっていることを指摘しています。

また、コロナ感染症が流行する中で、負担割合を引き上げることは受診控えを一層促し、高齢者の健康に悪影響を及ぼしかねないと懸念をしております。

高齢者は受診回数が若年世代とは比べものにならないほど多く、負担感が高まることになります。政府は高齢者の2割負担は現役世代の保険料の上昇を抑えるためと説明していましたが、現役世代の負担抑制額は月に30円ほどにすぎません。2025年問題と言われるように、今後、団塊の世代が75歳以上となるために、単に高齢者の医療費を抑制するためと言われております。

以前は老人医療は無料でありました。1969年に東京都、秋田県が老人医療の無料化を導入し、他の自治体も追随したために政府は老人福祉法を改正し、50年前になりますけれども、1973年から10年間は老人医療は無料化が実施されてきたところであります。その後、政治状況の変化で高齢者の負担は増え続け、平成20年度より後期高齢者医療制度が導入され、現役並みの所得のある人は3割負担ですが、わずか7%で、それ以外の人は1割負担でした。今回の改正で75歳以上の約20%が2割負担になると言われております。まさに歴史の流れに逆行する改悪と言わざるを得ません。以上の理由により議案第27号に反対するものであります。

以上です。

○8番（高橋信広君）

私は議案第27号 令和4年度八女市後期高齢者医療特別会計予算について賛成の立場で討論を行います。

後期高齢者医療制度の財源は約5割を国や自治体からの公費、約4割を現役世代からの支援金、約1割を後期高齢者の保険料で賄われております。

厚生労働省によりますと、支援金はこの10年で1.5倍弱上昇していると報告されていますが、2025年度には団塊世代全員が後期高齢者となり、現役世代の負担は一層重くなることが推測されます。

本年10月からの2割負担の導入は、高額医療費制度や施行3年間、外来受診の激変緩和措

置を設けた上で、現役世代の負担を抑える制度であります。これにより現役世代支援金の軽減効果としては、2025年度で約830億円にとどまるものの、国民皆保険を維持するためにはやむを得ないものと理解しております。

後期高齢者医療にとって2025年問題を間近に控え、厳しい運営が予測されますが、病気と介護の予防に効果が期待できる事業を拡充していただくことをお願い申し上げまして、賛成討論といたします。

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

起立多数であります。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号 令和4年度八女市矢部診療所特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結し、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

続きまして、建設経済常任委員会に付託されました議案第31号、議案第32号を一括議題といたします。

以上2件について、委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員会委員長（堤 康幸君）

おはようございます。委員長報告を行います。

建設経済常任委員会に付託されました議案第31号及び議案第32号につきまして、審査をいたしました概要並びに結果について一括して御報告を申し上げます。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、慎重に審査を行いました。

まず、議案第31号 令和4年度八女市水道事業会計予算については、現在進めている黒木町豊岡地区水道整備事業について、令和3年度の進捗状況と完了時期及びその後の拡張工事の予定や豊岡地区の簡易水道も含む加入率について質問がありました。

答弁として、令和3年度末現在の事業の進捗は、事業費ベースで56%完了している。4年度の区域としては、上北本分、下本分、田本の国道442号から北側について実施する予定であり、残りの区域の配水管布設工事は5年度の完了を予定しているとのことであり、また、今後の拡張工事については予定していない。豊岡地区の加入率については、本年度整備した犬山・湯辺田で70.1%であるとの答弁がございました。

次に、議案第32号 令和4年度八女市下水道事業会計予算については、流域下水道の負担割合が2.7%の減となっているが、この減った分は年間金額でどれくらいなのかの質問に対し、負担割合に影響する予算については、建設負担金、維持管理負担金の一部になり、計5,840千円の減額となるとの答弁がございました。

また、現在の計画は、あと何年ぐらいかかる計画になっているのかとの質問に、事業計画として認可を得ているのは令和7年度までであり、下水道計画区域全体の完了予定は、令和22年度となっているとの答弁がありました。

以上が審査の概要ですが、議案第31号及び議案第32号、それぞれに採決した結果、2議案とも全員賛成で原案どおり認めることに決しました。

議会におかれましても御賛同賜りますようお願い申し上げます、委員長報告といたします。

○議長（角田恵一君）

委員長の報告は終わりました。

まず、議案第31号 令和4年度八女市水道事業会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結し、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号 令和4年度八女市下水道事業会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結し、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に、建設経済常任委員会に付託されました請願第1号及び総務文教常任委員会に付託されました請願第2号、以上2件を一括議題といたします。

まず、建設経済常任委員会委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員会委員長（堤 康幸君）

令和4年3月定例会において、建設経済常任委員会に付託されました請願第1号 用途地域の見直しについての請願について、審査いたしました経緯と概要及び結果について御報告を申し上げます。

審査に際しては、事前に用途地域の見直しに関する制度や現状等について、担当課から説明を受けました。

担当課の説明では、八女地区の現在の用途地域が決定されたのは、直近で平成19年11月22日であり、今回の見直しについては八女市都市計画マスタープランを基に八女市建設課が原案の作成を行い、令和4年度、5年度の2年間で用途見直しが行われる予定となっている。その間、対象地域の現況調査や地域課題の整理、地元詳細調査等を行い、5年度には計画原案を作成し、説明会の開催を行い、福岡県との協議を経て一連の法定手続を行うことになるとの説明を受けたところであります。

審査に当たりましては、請願人より請願内容について説明を受け、慎重に審査を行いました。

本請願は、バルビゾン道の道に面する南側地域の用途地域を、現在の第二種低層住居専用地域から、第一種住居地域もしくは未指定地域へ変更することにより、旧矢部線の南側と北側

の土地利用における不公平の是正とまちの活性化を求めて請願されたものであります。

審査の中で委員からは、道路沿線の方々から変えてほしいという全体的な動きはあるのかという質問に対し、請願人から、第二種低層住居地域専用地域だから、土地を購入された方が建築確認申請を提出しようとしたが受け付けられなかったり、確認申請済証が交付されなかったり、そのことで売買とか賃貸が成立しなかった例や、思うような店が開けないで断念されるなど、4件ぐらいの例があると。そのたびに、どうしてでしょうかと質問を受けていた。そのようなことから今回の請願に至ったとの説明がありました。

委員からは、売買を含めて土地が動いたほうがいい人や、商業用店舗には一定面積が必要なので、ぜひ見直してほしいという人、一方、逆に見直してほしくないという人もおられる。よって議会では判断が難しいという意見や、用途地域の見直しは都市計画審議会で審議され、令和4年度と5年度で見直しが検討されることになっている。このような案件は市議会の承認事項ではないので、なかなか難しいと思うという意見。

また、用途地域の見直しの場所が特定されており、一部地域に偏るのではなく、全体見直しということであれば見直しは必要であろうと思うなどの意見が出されました。

また、この用途地域の見直しについては、3月定例会初日の市長提案理由において、「賑わいと利便性のある基盤づくり」について、それぞれの地域が持つ特性を生かし、さらににぎわいのあるまちづくりを進めるため、本年3月に策定を完了する都市計画マスタープラン、立地適正化計画に基づき、中心拠点、地域拠点の都市機能維持向上と連携及び魅力ある土地利用の形成を進めるとともに、今後2か年をめどに都市計画区域の用途地域見直しに取り組むと表明されたことを請願人に説明したところであります。

以上が審査の経緯と概要であり、採決の結果、賛成者なしで不採択とすることに決しました。

議会におかれましても御賛同いただきますようお願い申し上げまして、委員長報告といたします。

○議長（角田恵一君）

次に、総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員会委員長（栗原吉平君）

総務文教常任委員会に付託されました請願第2号 北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための取組みを推進することを求める請願について、審査いたしました概要及び結果について御報告申し上げます。

審査に当たりましては、請願人より請願の内容について説明を受けたところであります。

本請願は、アニメ「めぐみ」など拉致問題啓発の教材を全ての学校や社会教育においても活用すること、北朝鮮人権侵害問題啓発週間作文コンクールの応募呼びかけなど北朝鮮によ

る日本人拉致問題に対する理解を深めるための取組を推進すること、広報八女の「なぜなぜ人権」で北朝鮮拉致問題を取り上げることがを求めて請願されたものであります。

審査の中では、特定失踪者とされている方々はどのくらいおられるのかとの質問があり、請願人からは、特定失踪者を含め1,000人程度であり、福岡県内で北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案に係る方々は22名であるとの説明がありました。

また、アニメ「めぐみ」など拉致問題啓発の教材を全ての学校や社会教育においても活用することを求めてあるが、全ての学校でアニメ「めぐみ」を上映することを求めているのかとの質問があり、請願人からは、趣旨としてはそうであるが、学校の教育活動は各学校の判断であり、あくまでお願いであるもので強制力を持たせたものではないとの説明がありました。

また、北朝鮮拉致問題の啓発という意味においては、要旨の(2)と(3)も同じ意味合いであると考え、あえて別々にされている理由はなぜかとの質問があり、請願人からは、(2)の北朝鮮人権侵害問題啓発週間作文コンクールは政府拉致問題対策本部の主催で文部科学省の協力で行われており、学校教育に関わる部分であること、(3)の広報八女の「なぜなぜ人権」は市民向けの啓発をする行政に関わる部分であるため、別々にしているという説明がありました。

また、具体的にはどこに対して求める請願なのかとの質問があり、請願人からは、八女市並びに八女市教育委員会に対してであるとの説明がありました。

審査後の討論では、この請願はお願いであるということだが、あくまで学校教育は学校の自主的判断であり、たとえお願いであっても議会において可決すれば、学校としては考慮せざるを得なくなってしまうため、学校の自主的判断に任せるべきであるという旨での反対討論がありました。

以上が審査の概要であり、採決の結果、請願第2号については賛成多数で採択することに決しました。

以上、当委員会に付託されました請願の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（角田恵一君）

委員長の報告は終わりました。

まず、請願第1号 用途地域の見直しについての請願の委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結し、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

請願第1号に対する委員長報告は不採択であります。委員長報告が不採択のときは、委員長報告のとおりを決するかどうかではなく、請願そのものを採択するかどうかをお諮りいたしますので、御注意ください。

もう一度申し上げます。お諮りするのは委員長報告のとおり決するかどうかではなく、請願を採択するかどうかについてでありますので、請願採択に賛成なら起立、賛成以外は着座のままでお願いいたします。お間違いのないようお願いいたします。

それでは、採決いたします。本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

起立少数であります。よって、請願第1号は不採択とすることに決しました。

次に、請願第2号 北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための取組みを推進することを求める請願の委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結し、討論を行います。

○17番（森 茂生君）

請願第2号 北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための取組みを推進することを求める請願に反対の立場で討論を行います。

拉致問題などあってはならないことだと思っておりますけれども、請願の要旨(1)でアニメ「めぐみ」など拉致問題啓発の教材を全ての学校や社会教育においても活用することとなっております。学校や社会教育において拉致問題啓発の教材を活用するかどうかは、あくまで学校や社会教育を行う主催者などの自主的判断に任せるべき問題だと考えております。

以上の理由により本請願に反対をするものです。

以上です。

○10番（牛島孝之君）

請願第2号 北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための取組みを推進することを求める請願について賛成の立場で討論をいたします。

ここに、ある資料がございます。救う会全国協議会ニュース、2022年3月13日、令和4年、家族会・救う会、今後の運動方針ということで、家族会・救う会、今後の運動方針案、拉致問題解決には期限がある。政府は親の世代が存命のうちに全拉致被害者の即時一括帰国を実

現せよ。私たちは決して諦めない。家族会・救う会は結成25年を迎えた令和4年、拉致問題解決には期限がある。政府は親の世代が存命のうちに全拉致被害者の即時一括帰国を実現せよをスローガンに全力で救出運動を続ける。私たちは今後も拉致問題の先送りや風化を図る策動に反対し、世論喚起と国際活動、情報収集などでき得る限りのことを行う。以下の4点を重点項目とする。重点項目1つ、ブルーリボン普及、2、若年者層への啓発・啓蒙強化、アニメ「めぐみ」学校上映拡大、3、被害者一人ひとりに思いを寄せる活動、4、北朝鮮側主張の問題点（政府パンフレット）についての啓発活動。

要するに、これが本当に25年たって国民の中で風化しないように、きちっと教えていくべきだろうと。次の世代を担う児童生徒に、こういうことが事実あったんだと、国家による人権侵害であるということをきちっとやはり教えるべきだろうと。このことが教育の自主性を何ら阻害するものではないと思います。

以上で賛成討論を終わります。

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

請願第2号に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

起立多数であります。よって、請願第2号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

午前11時10分まで休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第2 議案上程・説明

○議長（角田恵一君）

日程第2. 議案の上程を行います。

市長より議案11件、議員より議案1件の送付を受け、これを受理いたしました。

案件及び議案の朗読は省略し、議案第33号から議員提出議案第1号まで、計12件を一括議題といたします。

まず、市長より提案理由の説明を求めます。

○市長（三田村統之君）

お疲れさまでございます。令和4年第2回八女市議会定例会において、議案31件を御承認いただき、誠にありがとうございます。

今定例会にさらに議案11件を追加提案いたします。

ただいまから提案理由を説明いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

議案第33号 特別職の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

本案は、令和3年の人事院勧告に基づく国家公務員の特別職の給与改定の取扱いを踏まえ、特別職の期末手当について年間で0.1月分の引下げを行うものでございます。

なお、附則第2項は、令和3年12月の期末手当について、令和3年の人事院勧告どおりに改定した場合と同様の結果となるよう、令和4年6月の期末手当から調整額を減ずるものでございます。

また、この改正に伴い、八女市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の規定により、議員の期末手当についても、同様の引下げとなるものでございます。

議案第34号 八女市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

本案は、令和3年の人事院勧告に基づく国家公務員の一般職の給与改定の取扱いを踏まえ、期末手当について年間で職員が0.15月、再任用職員が0.1月分の引下げを行うものでございます。

なお、附則第2項は、令和3年12月の期末手当について、令和3年の人事院勧告どおりに改定した場合と同様の結果となるよう、令和4年6月の期末手当から調整額を減ずるものでございます。

議案第35号から41号まで一括して御提案申し上げます。

議案第35号 令和4年度八女市一般会計補正予算（第1号）から議案第41号 令和4年度八女市下水道事業会計補正予算（第1号）まで、一括して御説明申し上げます。

今回の補正は、特別職の給与等に関する条例及び八女市職員の給与に関する条例の一部改正に基づく給与改定等による人件費の補正が主なものであり、一般会計外6会計の人件費総額は、74,689千円の減額となります。

人件費に係る歳入につきましては、一般会計は財政調整基金繰入金、各特別会計は一般会計繰入金等、水道事業会計は内部留保資金で調整を行っております。

それぞれの議案の最後に給与費明細書を掲載しておりますので、併せて御参照ください。

なお、議案第35号 令和4年度八女市一般会計補正予算（第1号）につきましては、人件費以外の補正として、住民税非課税世帯等臨時特別給付金及び子育て世帯への臨時特別給付金の交付申請期限の延長に伴い94,808千円を追加するものであり、一般会計の人件費減額分

73,242千円と合わせると21,566千円の追加となり、総額は39,991,566千円となります。

歳出につきましては、人件費の減額と住民税非課税世帯等臨時特別給付金及び子育て世帯への臨時特別給付金等でございます。

歳入につきましては、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費補助金と子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金等でございます。

議案第42号 教育長の任命について、御説明申し上げます。

本案は、現教育長である橋本吉史氏が、本年3月31日をもって任期満了になることに伴い、引き続き同氏を教育長として任命することについて、市議会の同意をお願いするものであります。

教育長の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て、任命するとされており、その任期は3年となっております。

平成30年4月に教育長に就任後、平成31年4月に再任された橋本氏は、八女市を愛し、ふるさとに誇りを持つ子どもの育成を念頭に掲げ、様々な教育施策の実現に取り組んでこられました。

特に小中一貫・連携教育のさらなる推進、教育相談事業の充実、コロナ禍におけるGIGAスクール構想の推進による教育環境の整備などに重点的に取り組まれ、地域に信頼される学校づくりに貢献されました。

橋本氏は温厚誠実な性格であり、人格、識見ともに優れ、これまでの実績から教育長として適任であると存じます。

次に、議案第43号 教育委員会委員の任命について、御説明申し上げます。

本案は、現教育委員会委員の赤司真理子氏が本年3月31日をもって任期満了になることに伴い、引き続き同氏を委員として任命することについて、市議会の同意をお願いするものであります。

教育委員会委員の定数は4人で、任期は4年でございます。

委員の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て、任命するとされています。

赤司氏は、平成30年4月に教育委員会委員に任命され、保護者の立場から、学力向上や健全やかな心身の育成等、学校経営について貴重な御意見をいただいております。

赤司氏は温厚誠実な性格であり、人格、識見ともに優れ、これまでの実績から、教育委員

会委員として適任であると存じます。

以上で全議案の説明を終わります。議会におかれましては、十分御審議をいただきまして、原案どおりに御承認を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（角田恵一君）

次に、議員提出議案第1号の提出議員より提案理由の説明を求めます。

○15番（栗原吉平君）

議員提出議案第1号、決議案を読み上げて提案理由にさせていただきます。

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻を非難し、恒久平和を求める決議（案）

ロシアは、国際社会の強い警告にもかかわらず、本年2月24日、ウクライナへの軍事侵攻を開始した。

以来、幼い命が奪われるなど罪のない民間人にも被害が広がっていることは断じて許されるものではなく、このことは、ウクライナの主権を侵害し、国際社会の平和と安全の維持を脅かす明らかな国際連合憲章の違反であり、国際秩序の根幹を揺るがす暴挙である。

また、核兵器の使用を示唆した威嚇は、非核・恒久平和都市宣言を行っている本市としては、決して看過できるものではない。

われわれは、命の尊厳を強く認識し、人類共通の念願である恒久平和の実現に向けて不断の努力を続けることが肝要である。

よって、本市議会はロシアによるウクライナへの軍事侵攻を強く非難するとともに、ロシア政府に対し、即時の攻撃停止と完全撤退を強く求めるものである。

また、政府においては、現地在留邦人の安全確保に努め、国際社会と緊密に連携し、全ての軍隊の即時撤退と一日も早い平和的解決に向けた措置を講ずるとともに、恒久平和の実現に全力を尽くされることを強く求める。

以上決議する。

令和4年3月17日

八 女 市 議 会

これで提案理由の説明を終わりますが、議会におかれましても御賛同賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（角田恵一君）

以上で議案の上程を終わります。

日程第3 議案審議

○議長（角田恵一君）

日程第3. 議案審議を行います。

議案第33号 特別職の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

議案第34号 八女市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

○21番（松崎辰義君）

議案第34号 八女市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

この条例改正案は職員と再任用職員の期末手当を引き下げるというものです。これは人事院勧告に基づいてなされた決定ですが、本来、人事院は公務員の争議権等労働基本権が制限されていることの代償措置として設置された人事行政の専門機関です。その決定は尊重すべきではありますが、法的拘束力を持つものではないと言われています。よって、自治体としての判断が求められます。

そもそも人事委員会勧告と類似の機能を有する人事院勧告は、国家公務員法第3条第2項において給与その他の勤務条件の改善及び人事行政の改善に関する勧告と規定されています。本来、改善されていくべき方向性を持って議論することが期待されています。

地方公務員法第14条は、地方公共団体はこの法律に基づいて定められた給与、勤務時間、その他の勤務条件が社会一般の情勢に適応するように随時適当な措置を講じなければならないとされています。

この間、最低賃金が引き上げられていること、公務員賃金が地域の賃金水準に影響を与えることを考えれば、公務員賃金に関しては改善の方向が明らかではないでしょうか。この間、職員の皆さんはコロナ禍という事態に直面し、医療分野、産業分野はもとより、公務員問わず外部機関との調整や連携、相談業務など神経を使う業務に対応され、昼夜を問わず奮闘されてきました。また、連続して起こる災害においても市民の生活を守るために連日連夜の業務を疲れた体にむち打って続けてこられました。教育現場においても、子どもたちを支える機関との連携、児童生徒の精神的なケアなど、あらゆる場面で通常業務と異なり、丁寧な対応が求められています。

しかし、今回の期末手当を減じるという改定については、コロナの収束とコロナ禍の市民の生活を支えるために使命感を持って奮闘されている職員の皆さんの士気の低下につながりかねず、民間給与が下がっているから公務員給与も下げるだけでは、賃金引下げの負の連鎖を絶つことはできません。今、国民の購買力を高め、経済力を高めることが求められている情勢です。期末手当を減じるべきではないと考え、この条例に反対をし、討論といたします。

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

起立多数であります。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

議案第35号 令和4年度八女市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

○17番（森 茂生君）

二、三お尋ねをします。

今度の住民税非課税世帯等臨時特別給付金、ほとんどの場合は把握されて、確認書が送られ、それを送り返すことによって申請が完了すると理解しておりますけれども、そうではない場合があるということで、私が調べた範囲で、令和3年1月2日以降に八女市に転入した方がいらっしゃる場合は申請が必要ということが言われているようではございますけれども、そこら辺のところ、どれぐらいいらっしゃるのか、そこら辺の説明を少しお願いします。

○福祉課長（栗山哲也君）

御説明いたします。

令和3年1月以降の転入者につきましては、数字というのはちょっと今手元に持ち合わせておりませんが、転入者についても住民税が非課税であるかどうかということを経済連携、マイナンバー制度の情報連携がございまして、そちらの情報連携を使って転入前の市町村に照会をかけて、その方が非課税であれば対象となるということになりますので、そういった方をこちらのほうで確認を取りまして、対象者に確認書を送って申請を促しているところでございます。

以上です。

○17番（森 茂生君）

そうした場合、ある程度というか、こちらで確認できるということですね。分かりました。

もう一点だけですが、2021年1月以降の家計急変世帯、住民税非課税世帯だろうと、今、申告が行われたばかりですので、まだはっきりしていない部分もあるかと思っておりますけれども、その人たちも支給対象になるけれども、申請が必要ということになるかと思っておりますけれども、その人たちがどれぐらいいらっしゃるのか、分かればお知らせください。

○福祉課長（栗山哲也君）

議員おっしゃるとおりに、家計急変世帯、令和2年度は課税だったけど、3年度に非課税になられるだろうと、そういった世帯についても申請をすれば受給できる世帯がございまして、現在、うちのほうで受け付けている件数としましては30世帯ほどを受け付けておりまして、今後4月以降もそういった世帯については受け付ける予定にしております。

以上です。

○17番（森 茂生君）

締め切りが恐らく9月30日ということで、まだ間がありますので、せっかく国から来るわ

けですので、できるだけ一人も漏れがないように申請をしていただくように、周知と、そういうところの手配をよろしくお願ひしたいと思います。

もう一つ、子育て世帯への臨時特別給付金、これも追加で来たんだろうと思いますけれども、これは既に支給が始まっていますか、お願ひします。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

これにつきましては、既に皆様御存じのとおり、子育て世帯への100千円の支給でございますけれども、年末から支給をやっておるものでございます。

既に来週までの支払いで大体98%を超えて支払いを終える予定でございますけれども、どうしても3月31日までの申請が4月末日までの申請になったということで、改めて今回補正のお願ひをしているところでございます。

以上でございます。

○17番（森 茂生君）

もう98%以上の支給を終わっているということですね。分かりました。

あと、それこそこれも一緒ですけれども、一人も漏れがないように手配方よろしくお願ひします。

もう一点だけ、私、疑問に思っていたのが、補正予算書の子育て世帯への臨時特別給付金9,600千円、通信運搬費が42千円となっています。歳入のほうで見ますと、9,600千円に142千円となって、数字が合わないんですね。そこら辺はなぜ合わないのか、お尋ねします。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

歳入のほうの補助金が9,742千円、今言われましたとおり、3款2項1目、児童福祉総務費のほうに100千円少のうございます。この100千円の差額につきましては、職員の時間外ということで、既存の予算で対応するというので、その100千円の差額は基本的には既存予算で対応したいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

○21番（松崎辰義君）

議案第35号 令和4年度八女市一般会計補正予算（第1号）に反対の立場から討論を行います。

提案理由の説明であったように、住民税非課税世帯等臨時特別給付金、それから子育て世帯への臨時特別給付金については大いに評価をするものですがけれども、議案第34号と同じ内容で反対をいたします。

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

起立多数であります。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

議案第36号 令和4年度八女市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

○21番（松崎辰義君）

議案第36号 令和4年度八女市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）に反対の立場から討論を行います。

これも議案第34号と同じ討論の内容で反対をいたします。

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

起立多数であります。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

議案第37号 令和4年度八女市介護保険事業費特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

○21番（松崎辰義君）

議案第37号 令和4年度八女市介護保険事業費特別会計補正予算（第1号）に反対の立場で討論を行います。

これも議案第34号と同じ内容で反対をいたします。

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

起立多数であります。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

議案第38号 令和4年度八女市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。
討論を行います。

○21番（松崎辰義君）

議案第38号 令和4年度八女市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に対し反対の立場から討論を行います。

これも議案第34号と同じ内容で反対をいたします。

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

起立多数であります。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

議案第39号 令和4年度八女市矢部診療所特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。
討論を行います。

○21番（松崎辰義君）

議案第39号 令和4年度八女市矢部診療所特別会計補正予算（第1号）に反対の立場から討論を行います。

これも同じく議案第34号と同じ討論内容で反対をいたします。

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

起立多数であります。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

議案第40号 令和4年度八女市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

○21番（松崎辰義君）

議案第40号 令和4年度八女市水道事業会計補正予算（第1号）に反対の立場から討論を行います。

これも同じく議案第34号の討論内容と同じ理由で反対をいたします。

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

起立多数であります。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

議案第41号 令和4年度八女市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

○21番（松崎辰義君）

議案第41号 令和4年度八女市下水道事業会計補正予算（第1号）について反対の立場から討論を行います。

これも同じく議案第34号の討論と同じ内容で反対をいたします。

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

起立多数であります。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

議案第42号 教育長の任命についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○11番（萩尾 洋君）

一つ二つお伺いしたいと思います。橋本教育長は平成30年4月に就任され、その後、再任、今日まで至っておりますが、GIGAスクールとか小中一貫・連携教育とか教育相談とか、いろんなことに関わって、かなり貢献されているということを書いてあります。しかしながら、教職員の教育等についてどう思われているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（角田恵一君）

萩尾議員に申し上げます。議案提出者は市長になりますので、本人に質疑じゃなくて市長にお願いしたいと思います。

○11番（萩尾 洋君）続

じゃ、返答はいいです。

教職員の教育について、今後どのように考えてあるのか。

それと、地域との連携、そういうことを書いてありますが、地域とどのように連携を図っているのか。

○議長（角田恵一君）

暫時休憩いたします。

午前11時47分 休憩

午前11時47分 再開

○議長（角田恵一君）

再開いたします。

○11番（萩尾 洋君）

今後、地域との連携をどのように考えてあるのか、その辺をまた後日お聞きしたいと思しますので、しっかりとお答えいただくように、前向きによろしく願いいたします。

以上です。

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第42号は原案のとおり同意することに決しました。

ここで教育長から発言の申出がっておりますので、これを許可します。

○教育長（橋本吉史君）

一言お礼の御挨拶をさせていただきます。

ただいま議会の皆様方から教育長としての御承認をいただきました。誠にありがとうございました。

これからも皆様方の御指導、御支援をいただきながら、ふるさとを愛する人づくりを目指しまして、また今、萩尾議員から言っていただきましたことも肝に銘じながら、誠心誠意努力してまいりたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（角田恵一君）

議案第43号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第43号は原案のとおり同意することに決しました。

議員提出議案第1号 ロシアによるウクライナへの軍事侵攻を非難し、恒久平和を求める決議を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第4 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（角田恵一君）

日程第4. 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

本案につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、市長より月足教信氏、引地義治氏、北原徳己氏を人権擁護委員候補者に推薦したいので、議会の意見を求めるというものであります。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結いたします。

お諮りいたします。市長推薦の3名を人権擁護委員候補者として認め、その旨を市長に通知したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、月足教信氏、引地義治氏、北原徳己氏を人権擁護委員候補者として認め、その旨を市長に通知することに決しました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和4年第2回八女市議会定例会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

午前11時51分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

八女市議会議長 角 田 恵 一

八女市議会議員 牛 島 孝 之

八女市議会議員 大 坪 久美子